

# 安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業実施規程

制定 平成28年4月1日付け27消安第6114号・27農会第1706号  
(一部改正 平成30年1月18日付け29消安第5063号・29農会第778号)  
(一部改正 平成31年4月1日付け30消安第6219号・30農会第963号)  
消費・安全局長・農林水産技術会議事務局長通知

## 第1 趣旨

安全な農林水産物を安定的に供給していくためには、科学的根拠に基づき、国際基準・規範を考慮し、食品安全、動物衛生、植物防疫等に関する施策を推進することが必要である。本事業では、食品安全、動物衛生、植物防疫等の分野において、法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的根拠を得るための研究を実施し、その研究成果を行政施策・措置に反映することにより、安全な国産農林水産物の安定供給に貢献することを目的とする。

## 第2 試験研究実施期間及び試験研究費

### 1 試験研究実施期間

試験研究実施期間は、3年を超えない範囲であらかじめ試験研究課題ごとに設定する。

### 2 試験研究費

単年度の試験研究費の上限は、3千万円を超えない範囲であらかじめ試験研究課題ごとに設定する。

## 第3 試験研究課題の決定

本事業で研究を実施する試験研究課題は、「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」（平成27年6月19日付け27消安第1841号・27農会第616号農林水産省消費・安全局長・農林水産技術会議事務局長通知）別表に記載された試験研究を基本に、試験研究の重要性、緊急性等を考慮して、農林水産省消費・安全局長が決定するものとする。

## 第4 企画提案書の募集

農林水産省消費・安全局長は、第3により試験研究課題を決定したときは、公募により当該試験研究課題を実施するための具体的な内容を記載した企画提案書（以下「企画提案書」という。）を求めるものとする。

## 第5 企画提案書の選定

第4の公募の結果、提出された企画提案書について、別添1の安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業審査実施規程に基づく審

査委員会の審査を経て、企画提案書を選定するものとする。

## 第6 試験研究課題の実施

### 1 試験研究課題の委託

第5により企画提案書が選定されたときは、契約手続を了した上で、当該企画提案書の提案者に試験研究課題を委託して実施するものとする。

### 2 試験研究費の配分等

試験研究課題の実施を受託した者（以下「受託者」という。）は、毎年度、第4の公募により提出した研究実施計画を基に、第5による審査の結果等を踏まえた調整を行った上で研究の年次計画を策定し、農林水産省消費・安全局長に提出するものとする。

研究に必要な経費は、第5による審査の結果等を踏まえた調整を行った上で配分するものとする。

## 第7 試験研究課題の運営管理等

### 1 研究推進会議の開催

受託者は、研究計画の設計、決定及び必要な見直しを行うとともに、研究の進捗状況を確認するために、試験研究課題の課題担当者、行政施策・措置の対象となる関係者（農林漁業生産者・法人、食品製造・加工事業者、食品流通事業者及び検査機関並びにこれら事業者等が組織する団体等）等により構成される研究推進会議を毎年度開催するものとする。

なお、受託者は、研究推進会議の設置及び開催に当たって、以下の2により設置される試験研究課題運営チームと事前に連絡調整を行うものとする。

### 2 試験研究課題運営チームの設置

農林水産省消費・安全局長は、試験研究課題の的確な進行管理を図る観点から、実施する試験研究課題ごとに、農林水産省消費・安全局関係課室長級の者を長（以下「チーム長」という。）とする試験研究課題運営チーム（以下「運営チーム」という。）を設置するものとする。

運営チームは、農林水産省消費・安全局担当官のほか、チーム長が必要と認める者によって構成するものとする。

### 3 試験研究課題の運営管理

運営チームは、日頃から受託者や試験研究成果をもとに検討、決定する行政施策・措置の対象となる関係者と情報や意見を交換するとともに、1の研究推進会議に参画することによって、研究の進捗状況を確認するほか、研究実施期間内に行政の施策の推進に資する成果が得られるよう研究実施計画の改善及び必要な見直しを提案又は指示するものとする。

#### 4 試験研究課題の評価

試験研究課題の研究成果等の評価に関する事項については、別添2の安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業評価実施規程に定めるところによるものとする。

#### 5 追跡調査の実施

試験研究終了後、一定期間経過後の研究成果について、行政施策・措置への反映状況を把握及び評価するために実施する追跡調査に関する事項については、別添3の安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業追跡調査実施規程に定めるところによるものとする。

#### 6 知的財産マネジメント

農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全科学室は、「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成28年2月農林水産技術会議決定）を踏まえ、受託者が行う知的財産マネジメントの取組状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

### 第8 実績の報告

試験研究課題を実施した受託者は、委託契約書で定める履行期限までに、毎年度、農林水産省消費・安全局長に当該試験研究課題の実績を報告するものとする。

### 附則

- 1 「レギュラトリーサイエンス新技術開発事業の実施について」（平成22年5月26日付け22消安第649号・22農会第186号農林水産省消費・安全局長・農林水産技術会議事務局長通知。以下「従前の通知」という。）に基づき試験研究課題の受託者が決定され、平成28年度以降も引き続き研究の実施を予定している試験研究課題にあつては、本事業において研究を実施するものとする。
- 2 従前の通知に基づき試験研究課題の受託者が決定された課題にあつては、試験研究課題の評価は従前の通知に基づき実施するものとし、また、第7の1の研究推進会議は従前の通知に基づき開催できるものとする。